

伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(案) 概要版 (1/2)

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の背景及び目的

■国内及び世界での動き

- 海洋ごみ(漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ)は、世界規模の問題であり、国内外で対策が進められている。

■伊勢湾における海洋ごみ問題

- 伊勢湾は、広い流域面積を有する閉鎖性の内湾であることから、流域で発生したごみが河川等を通じて湾内に流出し、湾内や湾口の海岸に漂着しやすい地理的環境にある。
- 大雨、台風や洪水等の際には、大量のごみが海岸に漂着し、回収・処理が困難となる場合もある。



海岸に漂着したプラスチックごみ



大雨後に港に積み上げられた流木

流域圏での海洋ごみ対策の推進により、伊勢湾の良好な景観や海洋環境の保全を図ることを目的に、岐阜県・愛知県・三重県が共同で本計画を策定

計画の位置づけ

- 海岸漂着物処理推進法※に基づく。
- 伊勢湾流域圏の三県が連携協力することで、各県単独では実施することが困難な“流域圏での広域的な海洋ごみの発生抑制対策”を推進する。

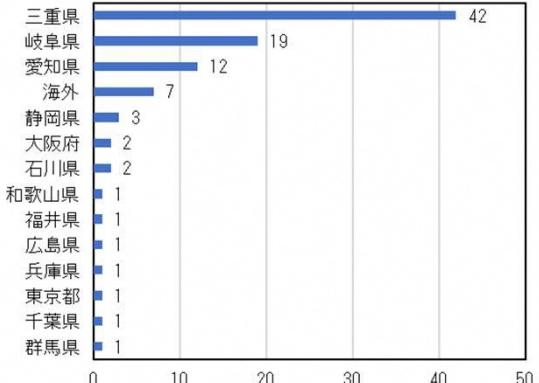
※「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(2009年7月施行、2018年6月改正)



第2章 伊勢湾流域圏の現状

海洋ごみの現状・発生状況

- 伊勢湾の漂着ごみ及び海底ごみは、流木や灌木等の自然物が重量で大半を占めていた。
- 漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみのうち人工物には、生活や、漁業・農業等の事業活動から排出されたごみが含まれていた。
- 伊勢湾の海洋ごみの多くは、伊勢湾流域から流出していると推定された。



三重県内の海岸で採取されたライターの発生場所

海洋ごみ問題に係るアンケート調査

- 河川や海岸のごみに関する普及啓発が環境問題の意識醸成や行動の実践に及ぼす効果について調査したところ、約75%の人が関心が高まり、約56%の人がプラスチック利用削減などの行動を実践したと回答があった。

海洋ごみ対策の現状

- 愛知県と三重県では、漂着ごみ等の回収・処理を継続して推進している。
- 三県それぞれ普及啓発活動を実施し、発生抑制対策に取り組んでいる。
- 三県及び名古屋市で構成する海岸漂着物対策検討会では、広域連携による発生抑制対策に取り組んでいる。



岐阜県
清掃活動ウェブページ



愛知県
環境学習プログラム
三県における発生抑制対策例



三重県
普及啓発動画

伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(案) 概要版 (2/2)

第3章 共通理念及び基本方針

流域圏の共通理念

私たちの暮らしと海とのつながりを大切に

内陸地域から沿岸地域までの多様な主体がそれぞれの役割を果しながら
相互に連携し、流域圏の各主体が一体となって海洋ごみ対策を実施

美しく健全で活力ある伊勢湾の再生

取組の基本方針



調査・研究による
実態把握



発生抑制対策の推進



多様な主体間の
連携の確保

第4章 広域連携による海洋ごみ対策

海洋ごみ対策を重点的に推進する区域

- 法に基づく重点区域は、広域的な発生抑制対策を推進するための地域として、三県の伊勢湾流域全域と定める。

調査・研究による実態把握

- 環境省の調査ガイドラインを活用すること等により、調査手法やデータの集計・表示方法を統一化したうえで、海洋ごみの実態把握調査を実施する。
- 三県が連携して調査結果の評価や発生抑制対策の効果検証等を実施することで実態把握に努めるとともに、各県の発生抑制対策や回収・処理などの対策にフィードバックする。
- 調査結果等に関する情報は、さまざまな情報媒体を活用して発信することで、現状と課題について流域圏の各主体が理解を深め、共通認識を持つように促す。



漂着ごみの調査

発生抑制対策の推進

■広域的な普及啓発事業の実施

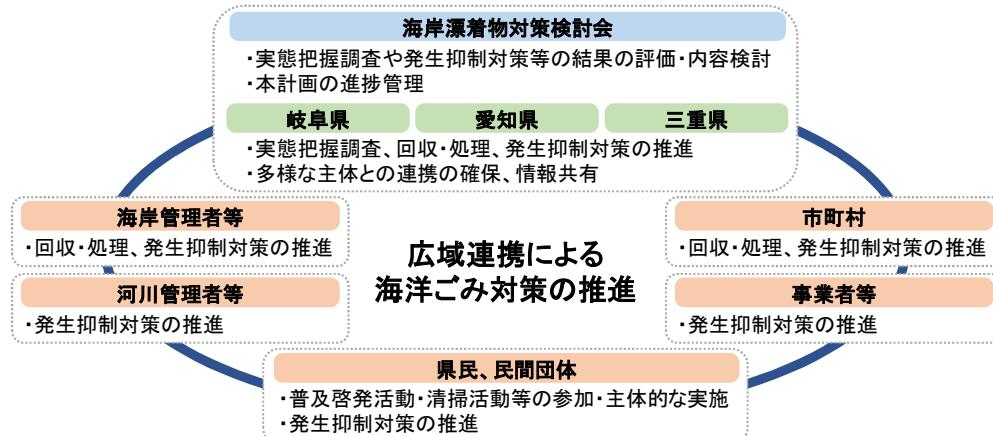
- 「伊勢湾・森・川・海のクリーンアップ大作戦」では、流域圏のさまざまな場所で行われている清掃活動の情報(回収したごみの量や内訳等)を取りまとめ、清掃活動の様子や結果を発信する。加えて、三県の県民を対象とした交流会を開催し、県境を越えて広域的に連携する体制の構築に努める。
- 民間団体等が多様な主体と連携して取り組む活動を、取組のモデルとして取り上げ発信することで、広域連携による活動の活性化と水平展開につなげる。
- 普及啓発活動の情報は、ウェブサイト等を活用し発信することで、社会にフィードバックする。

■特定のごみ等を対象とした流域圏での対策

- プラスチック類等の特定のごみ等を対象とする対策を流域圏の県民や事業者等に呼びかけ、海洋ごみの発生抑制に向けた行動を積極的に実施するよう促す。

多様な主体間の連携の確保

- 多様な主体が県境を越えて連携する体制を構築する。
- 海岸漂着物対策検討会は、実態把握調査や発生抑制対策の結果を評価し、必要な対策を検討する。
- 三県は、各県の海岸漂着物対策推進協議会を活用するなど、県内の多様な主体間の連携を確保する。



計画の進捗管理

- 海岸漂着物対策検討会にて本計画の進捗を管理し、広域連携による海洋ごみ対策を推進する。
- 計画期間は2024年度から2033年度の10年間とする。